

平成30年度 第2回上越市自立支援協議会

日時：平成31年3月27日（水）13：30～

会場：上越教育プラザ 大会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 上越市版地域包括ケアシステムの構築について

資料1

(2) 地域生活支援拠点等の整備方針について

資料2

(3) 平成31年度自立支援協議会について

資料3

(当日配布)

3 その他

4 閉 会

「上越市第2次地域福祉計画を策定しました」

誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現に向けて

近年、人口減少と少子高齢化の進行や家族の在り方の変化等に伴い、様々な悩みや問題を抱えた方々や家庭が社会から孤立してしまうことが懸念されています。

このため、市では、一人ひとりの出番を創出し、地域で支え合うまちづくり、また、安心してすこやかに暮らしていくための基盤づくりを進めるため、上越市第2次地域福祉計画を策定しました。

本計画では、「誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現」を基本理念に掲げ、高齢者を対象として取り組んでいる地域包括ケアシステムを更に拡充し、障害のある人や子ども、子育て中の人など全ての人を対象とした「上越市版地域包括ケアシステム」の構築を進めることとしています。

市では、これからの地域福祉について市民の皆さんと一緒に考える機会とするため、5月11日(土)にリジョンプラザ上越で、講演会を開催する予定です。
詳細は、広報上越4月15号等でお知らせします。

「上越市版地域包括ケアシステム」の構築に向けて

4月1日から上越市福祉交流プラザに

「すこやかなくらし相談窓口」を設置

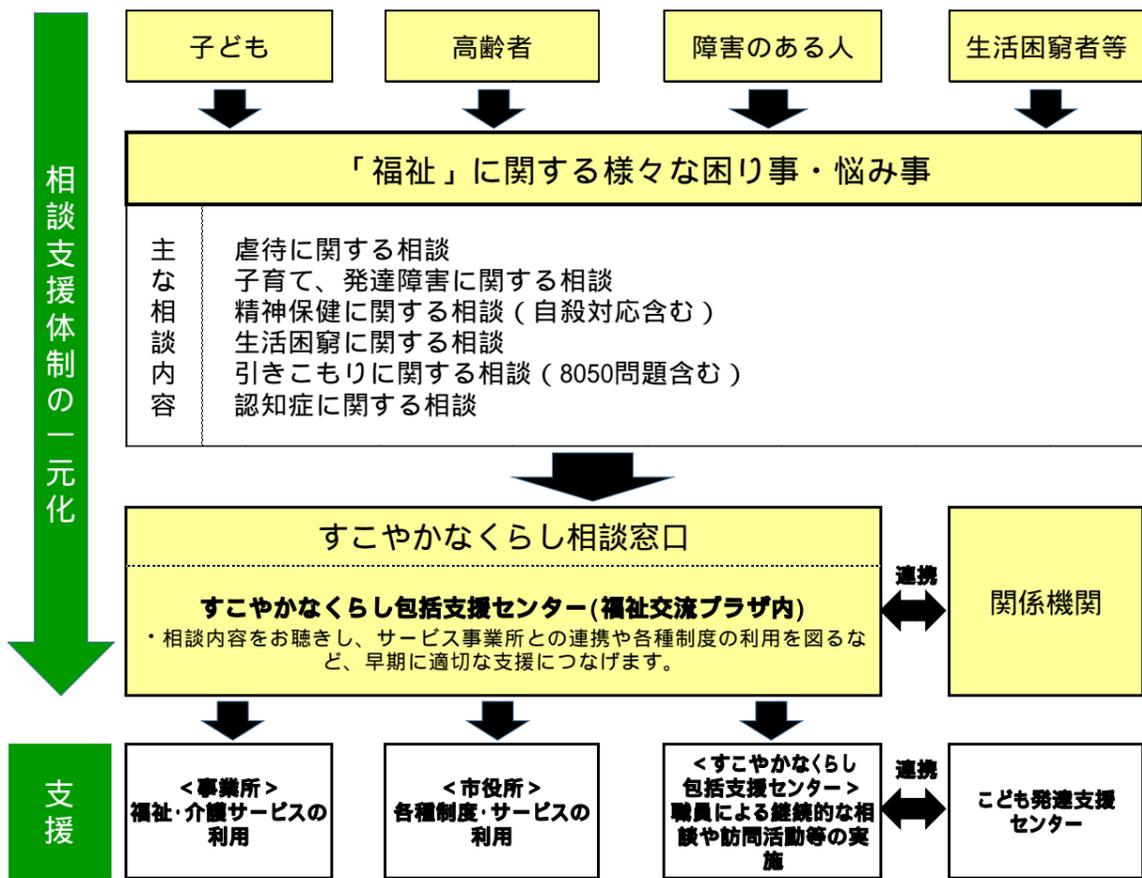
市では、第2次地域福祉計画に基づき、「上越市版地域包括ケアシステム」の構築を進めるため、「すこやかなくらし包括支援センター」を木田庁舎から福祉の拠点である福祉交流プラザに移転し、専門職の集約を図り、健康福祉部の相談機能を一元化しました。

あわせて、同プラザ内で、子どもに係る相談や療育支援等を行っている「子ども発達支援センター」や福祉事業所とも一層の連携を図りながら、子どもから障害のある人、高齢者まで全ての人を対象とした「すこやかなくらし相談窓口」を4月1日に設置し、専門的かつ総合的・一体的な相談支援体制を整えました。

「福祉に関する困り事や悩み事がある」、「どこに相談してよいかわからない」という人は、一人で抱え込まず、お気軽にご相談ください。

問合せ先…すこやかなくらし包括支援センター(526-562)

相談支援の流れ



上越市版地域包括ケアシステム(イメージ)

相談・生活支援

- ・複雑・多様化する相談に総合的に対応する機関が地域にある。
- ・相談から支援への連携がシステム化されている。
- ・個々の状況に応じた各種福祉サービスが整っている。

健康増進

- ・自身の健康を維持・増進することができる。
- ・健診を受診し、結果に合わせて生活習慣を改善することができる。



子どもや障害のある人、高齢者など、誰もが住み慣れた地域ですこやかに暮らすために、地域に想いを持ちながら、自分であることから始めてみましょう。

生きがい・居場所

- ・子どもや障害のある人、高齢者など、誰もが地域で気軽に集える場所がある。
- ・地域住民同士で見守り合う体制が構築されている。
- ・地域住民同士が困った時にSOSを出し、支援し合う関係ができています。

医療・介護

- ・市内の病院や診療所等との地域医療連携体制が充実している。
- ・質の高い医療が提供されている。
- ・個々の状況に応じた、障害福祉や介護保険サービスが提供されている。

住まい

- ・自らのライフスタイルや生活状況に合わせた施設や住まいで生活している。

問合せ…福祉課(526-5111)

地域生活支援拠点等の整備方針について（案）

1 趣旨

障害の重度化、障害のある人の高齢化や親亡き後に備えるとともに、地域生活への移行の促進を図るため、地域生活支援拠点等の整備に係る考え方や必要な機能を整理し、平成 31 年度から、地域の現状に即した整備を進める。

2 社会福祉法人等の拠点等整備に係る意見等

意見聴取先：「計画相談支援」「短期入所」をあわせて運営している市内社会福祉法人等 7 法人
（意見等の概要は、参考資料のとおり）



3 拠点等整備の必要性（ねらい）と法人等の状況

項目	主な対象者	必要性（ねらい） （資料2 - 2）	法人等の状況
緊急対応体制の確保	・在宅の障害のある人	緊急時の相談・短期入所の利用	・複数の法人等で 24 時間の相談対応や緊急受入等を実施 ・緊急時に強度行動障害のある人に対応する人員の確保が課題
地域生活支援体制の整備	・障害者支援施設入所者 ・精神科病院入院者	入所施設等から地域生活への移行	-
障害の重度化への対応	・重度障害者 ・医療的ケア等を必要とする人	特別な支援を必要とする人への対応	・緊急時に強度行動障害のある人に対応する人員の確保が課題（再掲） ・医療的ケアに対応するための休日夜間の看護職の確保が難しい。
その他拠点等整備に関すること	-	-	・すでに必要な機能を有している。 ・他の事業所との連携で整備可能

法人からの意見等に対する市の考え方

緊急対応

- （意見等）・すでに複数の法人等で拠点等整備と同等の取組を実施
- （考え方）・拠点等整備により、この取組が評価され、維持・拡大につなげる。

強度行動障害のある人や医療的ケアが必要な人への対応

- （意見等）・スキルを持つ支援員の確保が必要
- ・医療行為を必要とする人の緊急対応に備えるため、医療機関との情報共有等が必要
- （考え方）・拠点等整備により、支援困難ケースに共同で対応する取組を促進する。

事業所間の連携の確保

- （意見等）・すでに、相談支援事業所とサービス事業所等が法人の枠を超えて連携している。
- （考え方）・拠点等の整備においても同様の連携を確保する。

4 拠点等整備の考え方

- モデル事業（平成 27 年度実施）における検討結果をもとに、その後の地域の状況や国の考え方を考慮して拠点等を整備する。

広範囲の市域に対応し、地域全体で障害のある人を支えていくため、複数の事業所や法人等の連携により必要な機能を確保する「面的整備型」の拠点等整備を基本としながらも、市街地においては、様々な機能を集約した「多機能拠点整備型」の拠点も整備する。

- 拠点等整備を通じて、重度の障害のある人や医療的ケア等の特別な対応を必要とする障害児者に対応する支援体制の充実を図る。
- 「拠点等に必要な機能」を満たすすべての事業所等を拠点等として市が認定する。

【追加】(4) 市全域を一体とし、拠点等ごとの担当エリアは設定しない。

【追加】(5) 障害のある人が拠点等による支援を受けられるよう、法人を越えた事業所間の連携による「面的整備型」の拠点等整備を促進する。

【追加】(6) 拠点等に必要な機能等の強化・充実のため、拠点等の運営や活動を評価する仕組みを構築する。

5 拠点等に必要な機能

（資料2 - 3のとおり）

6 拠点等に必要な機能等の強化・充実のための仕組み

- 市による取組の評価
市において、拠点等の運営や活動について、必要な機能が満たされているか定期的に評価を行う。
- 自立支援協議会への報告
拠点等が必要な機能を満たし、効果的、効率的な運営がなされているか等について、自立支援協議会に報告し、地域の実情を踏まえた拠点等に必要な機能の強化・充実につなげる。

7 今後の予定

時期	工程
平成 31 年 4 月	・市で拠点等整備方針を決定
5 月	・事業所への説明会を開催、申請受け付け開始
6 月	・申請期限（説明会から 1 か月後） ・申請内容の審査・認定
8 月	・自立支援協議会へ認定結果を報告

以降、随時申請受付、審査・認定を実施（申請から認定まで 2 か月程度）

拠点等に必要機能について(案)

機能の区分	拠点等に必要機能		
	必須とする機能	任意の機能	
整備手法	共通	多機能拠点整備型	面的整備型
機能の項目		共通	多機能拠点整備型
相談	<p>常時の連絡体制を確保しながら緊急時に対応できる相談支援を行う機能</p> <p>〔 常時の連絡体制の確保が困難な場合は、「あんしん生活支援事業(市委託事業)」との連携により、当面の間、自前で機能を整備することを留保 〕</p>	地域定着支援の実施	地域定着支援の実施
緊急時の受入・対応	<p>常時の受入体制を確保しながら、緊急時に受入対応できる短期入所の機能</p> <p>〔 機能の確保が困難な場合は、「緊急短期入所用居室確保事業(市委託事業)」との連携により、当面の間、自前で機能を整備することを留保 〕</p>	<p>緊急時の定員 + 1 人の短期入所の受入れ</p> <p>あんしん生活支援事業の実施(面的整備型の拠点との連携・機能分担含む)</p>	<p>緊急時の定員 + 1 人の短期入所の受入れ</p> <p>あんしん生活支援事業との連携・機能分担(コールセンターの機能を除く)</p>
体験の機会・場	グループホームや日中活動系サービス事業所等を体験利用する機能	体験利用可能なグループホームの整備	-
専門的な人材の確保・養成	<p>専門的な対応を行うことができる体制の確保(医療的ケア、強度行動障害等)</p> <p>〔 体制の確保の例 ・ 看護師の配置 ・ 強度行動障害支援者養成研修修了者の配置 等 〕</p>	<p>研修の実施(強度行動障害、嗜痰吸引など)</p> <p>常勤看護師の配置や訪問看護の活用</p> <p>医療機関との連携</p>	強度行動障害支援者養成研修修了者の確保
地域の体制づくり	コーディネーター(相談支援専門員)が中心となって、他のサービス事業所等と連携し、支援困難事例や地域課題等の検討、情報共有等を行う機能	-	-
その他	多職種連携の強化を図り、緊急時の対応や備えについて、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせ、地域全体で支援する協力体制の構築	<p>バリアフリー対応</p> <p>特別浴槽等の整備</p> <p>行動障害に配慮した整備(空調、壁材、床材、防音等)</p>	介護保険適用の短期入所(基準該当施設の空床利用型など)の積極的な活用

地域生活支援拠点等整備に係る社会福祉法人等の意見等

1 意見交換のねらい

拠点等の整備に係る社会福祉法人等の課題や意見を把握し、「拠点等整備の考え方」や「拠点等に必要な機能」に反映するとともに、整備に向けた意向をお聞きするもの

2 主な意見等（計画相談と短期入所をあわせて実施している法人 7法人）

No	法人	拠点整備の意向	意見等	
			項目	拠点整備に対する意見や課題等
1	A	整備意向あり	整備手法	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急対応は多機能型、慢性対応は面的整備。急病の時は多機能、慢性は面的という考え方をイメージしている。 ・市の方で拠点の体制やかたちを作り、それに各事業所がどう参加できるか、継続性をどうするか。 ・法人内で機能が揃うので、法人内で面的整備を行いたい。 ・相談や短期入所の機能として面的整備する方法など、機能ごとに重層的に整備していくと整備しやすいのではないか。
			相談	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間の相談対応や緊急時の受入れを行っている。 ・国が示している相談機能の中で、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用するとあるので、地域定着を活用していかなければならないと思う。
			緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害のある人の緊急時の受入れは難しいと思う。
			人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間の短期入所の看護師の配置をはじめ、看護師をどう確保していくかが一番の課題だと思う。
2	B	整備意向あり	整備手法	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体で一つの面的整備ができれば理想的だが、そのためには、拠点間の連携について議論の必要がある。 ・来年度の協議会に、面的整備を検討する部会を設置して、じっくり時間をかけて検討してみてもどうか。
			相談	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点整備に当たり、あんしんコールを分担するなど、あんしんコールの事業内容を整理する必要がある。
			緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急対応については、医療的ケアの人は、ほとんどの人が病院に行くので対応はあまりないが、強度行動障害のある人の対応は多い。
3	C	整備意向あり	整備手法	<ul style="list-style-type: none"> ・多機能拠点の整備は難しいが、法人内のネットワークを活用して面的に整備することは可能と考える。
			相談	<ul style="list-style-type: none"> ・相談事業所の夜間対応は、相談員が携帯を持って24時間対応している。
			人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的な部分が課題。看護師は、日中の対応はできるが夜間対応は難しい。
4	D	整備意向あり	整備手法	<ul style="list-style-type: none"> ・市がうまくコーディネートできれば、拠点は、すぐに整備できるのではないかと。
			相談	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員が夜間も携帯を持って、24時間相談対応をしている。
			人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> ・以前から、重度障害のグループホームを設置したいと考えているが、問題は看護師がいないこと。パートの看護師の確保も難しい。
5	E	整備に前向き	整備手法	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所のみ他の事業所と連携ができれば、拠点の機能は揃うので、整備できると考える。
			緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急相談や緊急受入のニーズが結構あり、対応している。
			体験	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームで体験利用の受入れを行っている。
			地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な連携会議や他の機関とよく連携している。
6	F	整備意向あり	整備手法	<ul style="list-style-type: none"> ・法人内の機能として、相談、グループホーム、短期入所、就労系事業所もあるし、医療機関との連携もあるので、拠点整備できると考えている。
7	G	整備に前向き	整備手法	<ul style="list-style-type: none"> ・相談や短期入所の課題はあるが、必要な機能が揃えば、拠点整備について前向きに考えていきたい。
			相談	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員が1人なので、勤務の関係上、24時間の相談対応は行ってはいないが、相談員は携帯を持っているので夜間にも連絡がくる。夜間の緊急相談対応が課題である。
			緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ・医療行為を必要とする人の緊急対応に備え、事前に医療機関と情報を共有し、対応について協議しておく必要がある。

平成 31 年度の自立支援協議会の見直しについて（案）

1 主旨

市では、今年度策定した「上越市第 2 次地域福祉計画」において「誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現」を基本理念として、「上越市版地域包括ケアシステム」の構築を進めることとしている。

上越市自立支援協議会については、「上越市版地域包括ケアシステム」の構築にあわせ、協議を進めていくために、会の役割や位置付けなど見直しを図ることとする。

2 課題

- ・平成 28 年度に地域課題の具体的な検討や、専門部会間の連携等を目的に「運営調整会議」を設置したが、役割が適切に分担されていない。
- ・障害者福祉計画の策定や地域生活支援拠点の整備方針など、市が提案した内容で協議していただいているにもかかわらず、報酬等の予算付けがなかった。
- ・市が委託している事業等についても、意見をいただく必要があるが、今まで意見を聴取する機会がなかった。
- ・広く、事業者、関係機関、当事者の意見を聞いていく必要がある。

3 見直しの方向性

(1) 市の障害福祉施策に関する評価機能の強化

- ・上越市障害者福祉計画の策定・評価及び見直し（継続）
- ・障害福祉に関する「市委託事業」など、市の障害福祉施策に関する評価（追加）
- ・上記の機能の追加に伴い、「全体会議」の委員に対し、報酬の支払い（新規）

(2) 協議会の持ち方

- ・「全体会」 専門部会により提案のあった内容の審議
市の施策等に関する審議
- ・「事務局会議」 専門部会と事務局が、全体会に提案する内容について検討する
- ・「専門部会」 それぞれの課題に向けて、協議していく。
- ・「ケアマネ連絡会」 共生型サービスの導入により、介護保険のケアマネ協議会と足並みを揃えていく。

相談支援専門員の皆さんの自主的活動とし、合議により内容を決めていく。あわせて、専門部会に課題等の提案を行う。

4 平成 31 年度 自立支援協議会スケジュール（案）

- ・第 1 回（5 月）：新委員による初回会議
- ・第 2 回（8 月）：地域生活支援拠点の認定結果の報告
- ・第 3 回（2 月）：平成 31 年度のまとめ